



# 長野県報

11月1日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第3022号

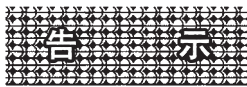
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	2

### 公告

随意契約の相手方の決定(環境エネルギー課).....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	5
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新(農業技術課).....	5
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	6



### 長野県告示第583号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成30年11月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称  
生坂村
- 2 事業の種類  
上生坂活性化施設駐車場整備事業及びこれに伴う村道付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県東筑摩郡生坂村地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
上生坂活性化施設駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。また、本件事業に伴う村道付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第1号に掲げる道路法(昭和27年法律第180号)による道路に関する事業に該当する。よって、本件事業及び関連事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である生坂村は、本件事業及び関連事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業及び関連事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業及び関連事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業及び関連事業の施行により得られる利益

起業地のある生坂村は、主要産業である農業について、桑園からぶどう園への転換、都市部からの就農希望者の受入れなどの対策を行ってきたが、農家の高齢化の進行により遊休農地の拡大及び耕地面積の縮小が続いており、同村の農業の存続・発展のためには農業所得の改善が喫緊の課題となっている。

また、平成4年から生坂村農業公社が運営する農産物直売所は、老朽化並びに店舗面積及び駐車台数の不足への対応が必要となっている。

上記課題を解消するため、生坂村では、役場及び中学校に近い村の中心地で、一般県道上生坂信濃松川停車場線沿いにある工場跡地に、県営中山間総合整備事業による活性化施設(以下「活性化施設」という。)を建設することとした。活性化施設の設置により、現在の農産物直売所では店舗面積の不足から不十分であった無農薬野菜及び少量・多品種の単価の高い農作物の販売が可能となることから、新たな販路拡大につながり、農業所得の拡大が期待できる。また、郷土料理の提供、農産物の販売・生産管理等を地域住民が行うことにより、地域住民同士の交流の深化及び地域活性化につながるとともに、地域住民と都市部の購入者との間での交流も期待される。一方で、同敷地内には法面及び軟弱地盤に該当する土

地が含まれ、必要な駐車台数が確保できないことから、イベント開催時には周辺道路の渋滞及び違法駐車が増加とそれに伴う交通事故の発生が懸念されている。

本件事業は、このような状況を解消するため、活性化施設の隣接地に適正な規模の用地を確保して、駐車場を整備し、必要な駐車台数を確保するものである。あわせて、生坂村には国道19号線が南北に走り、死亡事故を含む交通事故が多発していることから、休息所の機能も備えることで、交通事故の防止も期待できる。

なお、関連事業については、本件事業の施行により遮断される村道の機能を維持するものであり、本件事業を施行するために欠くことのできないものである。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業及び関連事業の施行により失われる利益

本件事業及び関連事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、周辺には住宅及び事業所が散在するが、騒音及び排気ガス対策並びに光害対策を講ずるため、周辺環境への影響は少ないものと想定される。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された2つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる利益と本件事業及び関連事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業及び関連事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業及び関連事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、駐車台数の不足によりイベント開催時を中心に交通渋滞及び違法駐車が増加とそれに伴う交通事故の発生が懸念される状況であることから、本件事業及び関連事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業及び関連事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業及び関連事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業及び関連事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
生坂村役場振興課

地域振興課

選告示第74号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成30年11月1日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「佐久広域老人ホーム勝間園 佐久市下小田切530」を

「社会福祉法人ジェイエー長野会 特別養 佐久市臼田86番地

護老人ホーム・養護老人ホーム うすだ に改め、不在者投票のできる保護施設中「長野市西長野588」を

コスモ苑」

「長野市新諏訪1-25-43」に改める。

選挙管理委員会